

江南市地域防災計画の修正要旨

I 江南市地域防災計画の修正の根拠

市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、市地域防災計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

II 国の防災基本計画及び県の地域防災計画の修正等に伴う修正

1 水防法等の改正を踏まえた修正

- (1) 要配慮者利用施設に係る避難確保計画及び避難訓練に対し、市長による助言・勧告が可能となったことを追加した。
- (2) 要配慮者利用施設における避難訓練の実施に加え、市長への結果報告が義務化されたことを追加した。

2 防災関係機関相互の連携

- 市及び防災関係機関において、相互の連携体制の強化を図ることについて追加した。
各機関が防災行動計画(タイムライン)を作成し、効果的な運用に努めることについて追加した。

3 避難所等における各種対策

- 福祉避難所において、医療機器の電源確保等に配慮するよう努めることについて追加した。

4 愛知県基幹的広域防災拠点の整備内容及び機能の整理

- 県が「愛知県基幹的広域防災拠点」として、消防学校及び愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、自衛隊等のベースキャンプ用地や、支援物資の受け入れ及び県内全域への供給に必要な物資ターミナルとすることを追加した。

5 消防団員等が参画した防災教育

- 防災教育の充実にあたり、消防団や自主防災組織が参画し、小学校等において、体験的・実践的な教育の推進に努めることを追加した。

6 安否不明者等の氏名公表

- 「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づいて氏名公表を実施することについて追加した。

7 県防災ヘリコプターと名古屋市消防ヘリコプターの一体運用

- 県が所有する防災ヘリコプターの運航を名古屋市へ委託し、名古屋市所有の消防ヘリコプター2機と一体的に運用することについて追加した。

8 無人航空機の運用調整

- 県災害対策本部航空運用チームにおいて、必要に応じて、無人航空機の運用することを追加した。また、同チームが、国土交通省に対する緊急用務空域の指定依頼を担うこと等について追加した。

9 その他の修正

- 「線状降水帯」について、大雨発生が予測される状況を住民に対して分かりやすく適切に伝達すべきものとして追加した。

市が避難指示等の発令に際して相談する相手方の例示として、気象防災アドバイザーを追加した。